

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和6年5月28日(火)
開会 午前10時
閉会 午前11時5分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長)梅村均、(副委員長)片岡健一郎
(委員)谷平敬子、木村冬樹
5 欠席委員 なし
6 出席議員 関戸郁文議長、井上真砂美副議長、水野忠三議員、堀江珠恵議員、大野慎治議員、日比野走議員、塚崎海緒議員
7 説明員 行政課長 兼松英知、会計管理者兼会計管財課長 若森豊子
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
9 委員長あいさつ
10 議長あいさつ
11 協議事項

(1) 6月定例会について

①議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

行政課長：5月20日に開催した全員協議会の報告以外に一般会計補正予算の先議をお願いする。説明資料は議案とともにお渡しした。

議案の内訳として、先議2議案、条例法令による報告案件4件、諮問2件、条例一部改正5件、補正予算2件、契約1件、道路線認定1件の計17件の付議事件を確認した。

【質疑】

梅村委員長：先議の資料は、どうなっているのか。

行政課長：先議の部分と、一般会計補正予算の先議以外で若干修正のあった部分を議案に加えて配付した。

②会期の確認について

議会事務局主幹：資料に基づき説明

会議録署名議員は、14番木村議員、15番榊谷議員となることを説明
会期(案)のとおり議会に諮るものと決した。

議会事務局長：全員協議会の日程の確認について協議をお願いする。

梅村委員長：追加議案は、ありそうか。

行政課長：今のところ報告案件を予定している。

梅村委員長：6月18日(火)午前10時から全員協議会を開催する。(各委

員：了承)

議会事務局長：教育長の再任の挨拶について、4月に再任されたが慣例で直近の議会の冒頭で挨拶をいただいている。5月の臨時会は都合で欠席となったため、6月定例会の開会式の中で挨拶していただくことを確認したい。

梅村委員長：開会式で教育長の挨拶を行う。(各委員：了承)

木村委員：最後で教育長の挨拶をしていただくのか。

議会事務局長：挨拶順について、前は令和3年4月の臨時会で挨拶いただいた。そのときは、副市長の就任挨拶もあり、開会式の中で市長、副市長、教育長の順で挨拶を実施した。

閉会式の後に、全国市議会議長会の特別表彰で須藤智子議員、梶谷規子議員が25年の表彰として、議場内で慣例として実施している。閉会式の後に議長からの伝達を予定している。

③議案精読時間について

梅村委員長：先議について、補正予算と契約案件の精読時間をどうするか。

木村委員：10分から15分の間でどうか。

梅村委員長：10分から15分の間を設ける。(各委員：了承)

議会事務局主幹：人権擁護委員の諮問に関する議案の精読時間をお願いします。

木村委員：5分から10分の間でどうか。

梅村委員長：5分から10分の間を設ける。(各委員：了承)

④一般質問発言順序について

梅村委員長：初日は5人、2日目は4人、3日目は4人の割振とする。(各委員：了承)

一般質問の順序は、くじの結果、次のとおり質問を行うことに決した。

6月13日(木)

梶谷議員、木村議員、片岡議員、塚崎議員、谷平議員

6月14日(金)

井上議員、鬼頭議員、堀江議員、大野議員

6月17日(月)

水野議員、梅村議員、日比野議員、須藤議員

【質疑】

質疑なし

⑤請願及び陳情について

議会事務局主幹：資料に基づき請願1件、陳情が7件提出されていることを説明

関戸議長：議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める

要望書が出されている。前は議員配付としたが、今回はどのようにするか諮っていたきたい。

片岡副委員長：議会で扱えるか。

関戸議長：議会で配付するかしないかであり、議会運営委員会で諮って送付すべきかどうかである。

梅村委員長：要望書は後から取り扱い、陳情の取扱いを先に協議する。

送付先について、所管が変わっているが見たか。

議会事務局長：確認して報告する。

梅村委員長：送付先に迷う場合は、精読日に議会運営委員会を開催する必要がある。今のところ迷う場合がないようだが、確認をお願いする。

梅村委員長：請願について本会議の提案説明者は決まっているか。

谷平委員：鬼頭議員である。

梅村委員長：請願と陳情について、説明があったがよろしいか。

木村委員：難聴者の補聴器購入補助に関する請願について、年金者組合岩倉支部から提出される。紹介議員を調整していると思うので、提出について承知いただきたい。

梅村委員長：提出された要望書について、議員配付と思うが周知をどうするかだが、議会で扱うことでなく各議員へ配付する。(各委員：了承)

木村委員：庁舎管理規則には、何か記載はあるのか。

行政課長：庁舎管理規則では、許可を必要とする行為の項目がある。各号に市の機関以外の者が主催する集会を開き、又は管理責任者が定める規模以上の集団で庁舎に立ち入ること、物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること、ポスターの掲示であったり、広告物等を配布し、回覧することが許容行為になっている。

木村委員：それらを見ることが出来るか。

行政課長：例規集に載っている。岩倉市庁舎管理規則である。

梅村委員長：特段言われているわけでないので、一度議員に見ていただく。

何かあればでよいのかと思う。

⑥その他

- ・一般質問の通告内容について

関戸議長：通告を受けた一般質問の内容を読ませていただいた。文章だけ読むと市の業務とあまり関係ないのかなといくつかあった。ヒアリングとか流れで関連づけられると思うが、お願いの一つは市の業務に関連していることが表記していただけるとありがたい。今回提出されたものは、対象となる議員をお願いする予定をしている。

梅村委員長：できるだけ市の事務であることがわかるような表現で記載してほしいと。

関戸議長：わかりづらいがあるので、お願いしたい。

梅村委員長：一般質問に関して、皆さんに連絡をお願いする。(各委員：了承)

(2) 決算証書類審査の見直しについて

会計管理者兼会計管財課長着席

梅村委員長：前回の議会基本条例推進協議会で皆さんに説明させていただいた。タブレットに触れていただいた。詳細を決めていきたいので、確認したい。9月定例会の会期(案)が2枚配付されている。決算証書類審査が3日間、2日間のものとなっている。

木村委員：1期目議員が1回だけ決算審査をした段階で、日数を減らすことが学習する機会を減らすことになる。暫く2日に減らせる状況になるか検討したほうがよいと思う。

片岡副委員長：まずはやってみて、2日に減らせるなら、2日に検討をしたほうがよい。

谷平委員：一緒である。

梅村委員長：今回は3日間を設けて実施していきたい。(各委員：了承)

やってみて、色々あれば変更していくことを視野に入れながら取り組んでいくことでお願いしたい。

実際に行うと、告示日に成果報告書とかが配付されて、そこから申請開始日については、配付されれば、翌日から10日間くらいでよいか。3日か4日で集約したらどうか。翌日からでよいか。

会計管理者兼会計管財課長：できれば、できたものから出していただいたほうが、締切日に集中するよりはありがたい。いつでも受付する。

梅村委員長：告示日の翌日から可能として、各議員から申請用紙を直接提出する。提出方法は、窓口持参もよいが、ファックスやEメールでも可能か。

会計管理者兼会計管財課長：ファックスやEメールも可能である。

梅村委員長：申請書類は4種類で、積算内訳書用も用意するのか。

会計管理者兼会計管財課長：歳入、歳出、主要施策の成果報告書、積算内訳書を作成する。

梅村委員長：問い合わせにやり取りがあるが議員も対応する。申請締切は8月30日(金)とする。(各委員：了承)

決算証書類審査の日までに会計管財課に準備してもらう。

決算証書類審査の当日は、タブレットの持ち出し範囲はどこまでとするか。

会計管理者兼会計管財課長：W i - F i の範囲はどのようか。

片岡副委員長：7階と8階は範囲内である。

梅村委員長：会派室内までの持ち出しは可能か。

片岡副委員長：その日のうちに毎回返却なのか。

会計管理者兼会計管財課長：必ず返却していただければ、持ち出しは構わない。

梅村委員長：タブレットは7階、8階への持ち出しを可能とする。(各委員：了承)

関戸議長：充電について、配慮をお願いしたい。

片岡副委員長：ケーブルも用意してほしい。

梅村委員長：閲覧時間について、どうするか。

会計管理者兼会計管財課長：3日間ともに午前10時から午後4時までにお願いしたい。議員から提出された申請用紙の内容を議員に聞きたい場合は、どうしたらよいか。

木村委員：事務局が把握するうえで、事務局に伝えたほうがよい。

議会事務局長：申請用紙は、直接会計管財課に提出するほうがよいのか。

梅村委員長：申請用紙は、議会事務局へ提出する。議会事務局もわかるようにしながら、会計管財課から議員に直接問い合わせする。(各委員：了承)

木村委員：1期目の議員は事務局に相談しながら、具体的な内容がわかるものを指導してほしい。

梅村委員長：膨大な資料になる場合、意図が知りたいとか、絞らないといけない場合も問い合わせすることになるだろう。

水野議員：資料を見ながら、メモを取るのはよいと思うが、タブレットの黒塗された資料を画面からスマートフォンで撮影できないか。

木村委員：今までやっていない。

関戸議長：撮影禁止である。

塚崎議員：申請用紙はタブレットのみか。

会計管理者兼会計管財課長：基本的に申請用紙を配付する。パソコンで作成したい場合は、データを用意する。提出は紙面、メール、ファックスでも構わない。

塚崎議員：資料要求したい場合はどうか。

会計管理者兼会計管財課長：従来どおり資料要求の用紙を使用してほしい。

梅村委員長：資料要求は、2日目の午後4時までとする。(各委員：了承)

会計管理者兼会計管財課長：担当課に質問などがある場合は、申し出てほしい。今回、初めてなので申請時にわからない場合は相談に応じる。

片岡副委員長：申請書の様式は何か。

会計管理者兼会計管財課長：エクセルである。

片岡副委員長：用紙もいただけると思うが、ファイルも事務局に渡してもらえたら、事務局から全議員に会派のパソコンに入れるので、提供いただきたい。

梅村委員長：やってみなければの部分があるが、スムーズに行くようにご協力をお願いします。

会計管理者兼会計管財課長退席

(3) その他

(資料要求の様式変更について)

議会事務局長：様式をもとに説明

執行機関側から希望日に添えないような話もあり、希望日を外したい。代わりに、留意事項に情報公開に合わせて14日以内の期日を設ける。担当課欄を加える。担当課に話をすると思うが資料の有無を確認したうえでお願いしたい。紙面はモノクロ印刷とし、カラーの場合はデータでお願いしたい。

決算証書類審査の資料要求は、例外的に扱いたい。

梅村委員長：資料要求の様式を様式どおり変更し、留意事項のとおりで扱う。

(各委員：了承)

(政務活動費による研修及び視察の報告について)

議会事務局長主幹：令和6年度となり、すでに視察を実施した議員もおられるが研修等の終了後、事務局へ報告書類の提出をお願いしたい。

木村委員：2か月から3か月以内に提出すべきでないか。

議会事務局長：昨年度の政務活動費の状況を確認したところ、報告書の未提出があり提出をお願いした。1か月を目途に速やかに提出をお願いしたい。

梅村委員長：協力をお願いします。(各委員：了承)

・ 請願の紹介議員の署名について

議会事務局長：事務局に預けられて後から署名をいただくケースがあった。

前回の3月定例会で、署名する議員、説明者が誰か直前までわからなかったことがあった。事務局としては、できる限り署名したものを受け取りたい前提がある。一時的なものはよいが、何日間も預けるのは避けていただきたい。署名したものの提出をお願いしたい。

木村委員：紹介議員がどういうふうにするかは議員の責任で行い、1人でも署名した状態で提出することでどうか。

塚崎議員：紹介議員の名前の並びについて、気を使ったほうがよいか。

梅村委員長：一番上は説明するような人が書いたほうがよいと思うが、一斉に行うと人数の多い会派から書いていくことがある。

木村委員：ほとんどの会派が賛同すると代表者が署名し、会派に属さない議員が署名することがある。筆頭者は請願の説明をすることになる。それ以外の順番はない。

梅村委員長：同時となると、人数の多いところからの署名となることがある。

木村委員：受けた議員の責任で、議席番号順か期数順にするか任せればよいのでないか。

梅村委員長：紹介議員が順番に回ったら回った順の署名になるし、紹介議員が決めることもある。

木村委員：順番やルールはない。

塚崎議員：サインをするタイミングがわからない。一番下に書いている。

梅村委員長：特にルールはない。

4 その他

(決算証書類審査に使用するタブレットについて)

片岡副委員長：タブレットの持ち出しについて、8階のWi-Fiの設定が必要でないか。事務局は独自のWi-Fiでないか。

議会事務局長：先日のタブレットは、執行機関側が全庁的に整備して使用できるようにタブレットを整備して使用できるようにしている。

関戸議長：見るだけの使用である。オフラインである。

(市が策定した計画の説明について)

木村委員：市の計画について、協議会を開いて説明を受ける機会がないが、主なものについて設けてほしい。

議会事務局長：事務局から文書で依頼している。全員協議会で一覧表を用意してもらう予定をしている。

関戸議長：配付された計画について、説明が必要なものを設定してもらう。

片岡副委員長：協議する場はどこか。議会基本条例推進協議会でよいか。

関戸議長：特別な場か議会基本条例推進協議会か全員協議会で説明してもらう流れにしたい。

木村委員：常任委員会協議会で協議すべきでないか。

関戸議長：常任委員会協議会とする。

梅村委員長：タブレット導入時期が決まった場合は、聞かせてほしい。

木村委員：議会にタブレットを用意すると予算要求となるので、今年度に行うのか来年度中に行うのか。

梅村委員長：行政課が予算措置して、議会への貸し出しとなるのか。

木村委員：経過からすると当局と併せてである。

関戸議長：そのとおりである。